

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
当社はメーカーや協力業者と連携し、省エネ技術や施工品質向上に取り組めます。
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
図面や工程管理のデジタル化を推進し、協力会社との情報共有の効率化を図ります。
クラウド共有などのIT活用を進め、生産性向上に努めます。
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
ZEH・長期優良住宅などの高性能住宅の普及に取り組み、省エネ建材の採用や廃材削減を推進します。
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
社員および協力会社の健康増進に向け、安全教育、健康診断の受診勧奨、熱中症対策等を実施し、持続的に働ける環境づくりに努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

追加工事や仕様変更が発生した場合、事前に見積内容・金額・工期への影響を明確に提示し、双方が合意した上で価格を決定します。口頭のみでの変更依頼による混乱を避け、公正な取引を徹底します。

適正な対価が確保できない短納期発注は行わず、協力会社の工期調整・人員計画に配慮した発注スケジュールを徹底します。やむを得ない場合には、追加費用を適切に協議します。

見積依頼の際には、図面・仕様書・数量など必要な情報を過不足なく開示し、透明性の高い見積が行える環境を整備します。不明瞭な条件での見積依頼は行いません。

協力会社の経営を不当に圧迫するような一方的な値下げ要求や、合理性を欠く価格変更は行いません。継続的な協力関係を重視し、相互に持続可能な価格設定を行います。

木材・設備機器・建材などの価格変動については、資材店・協力業者と定期的に情報共有し、価格決定過程の透明性を高めます。不明瞭な値引き要求や一方的な条件変更を行いません。

協力会社への支払遅延を防ぐため、請求内容の迅速な確認と、期日通りの支払を徹底します。請求方式についても協力会社と協議し、負担が偏らないよう配慮します。

③手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025 年 11 月 19 日

株式会社ナカモト建工

代表取締役 中 元 要

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。